

\*\*\*\*\* ◇◆ 目次 ◆◇ \*\*\*\*\*

- 1 消費生活センター開設のお知らせ（中津市・臼杵市）
- 2 ご注意！新生活の消費者トラブル
- 3 アイネスからのお知らせ

---

## ■ 中津市消費生活センターと臼杵市消費生活センターが開設しました！

---

中津市と臼杵市では、この4月1日から、消費生活相談窓口が消費生活センターに生まれ変わりました。

### 【中津市消費生活センター】

- 所在地 中津市豊田町14番3 中津市役所商工振興課内
  - 相談日時 月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）
  - 相談専用電話 0979-22-1120
- <http://www.city-nakatsu.jp/docs/2014040200090/>

### 【臼杵市消費生活センター】

- 所在地 臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市役所市民課4番窓口
  - 相談日時 月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）
  - 相談専用電話 0972-63-8953
- <http://www.city.usuki.oita.jp/article/2014032600013/>

県内市町村の相談窓口は …

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/soudanmadoguchi.html>

---

## ■ ご注意！新生活の消費者トラブル

---

入学、進級や就職により、親元を離れて一人ぐらしを始めたこの時期に気をつけたいのが、インターネットのワンクリック詐欺やマルチ商法的勧誘などの消費者トラブルです。

若い方々が陥りやすいトラブルをご紹介します。ご家族や学校・企業の方もご覧下さい。

### ワンクリック請求

パソコンやスマートフォン、携帯電話のアダルトサイトで画面をクリックした途端に、高額な料金を請求されるものです。

〈事例1〉無料だと思って見ていたアダルトサイトで、年齢を尋ねられたので「18歳以上」をクリックしたら、いきなり9万円の請求画面が表示され、画面が貼り付いて消えない。

〈事例1～その後〉請求に応じてお金を払ったが、請求が止むどころか、関係する業者から次々に請求され、請求額も大きくなって、最後には80万円払えと言われた。

〈事例2〉占いやゲームから、いつのまにかアダルトや出会い系のサイトに誘導されてしまい、高額な請求を受けた。

### 【アドバイス】

- 画面上に「請求を無視すると訴訟する」などと表示されたり、脅迫めいたメールが来ることもあります。分かりやすい有料表示や契約内容を確認・訂正できる画面がなければ、支払う必要はないと考えられます。
- アダルトサイトにアクセスし年齢確認画面をクリックしても、IPアドレスが業者に知られるだけで、住所や電話番号などの個人情報まで相手には分かりません。
- あわてて自分から業者に連絡してはいけません。業者に連絡しても問題が解決するどころか、会話中に氏名や勤務先等の個人情報等を業者に知られるおそれがあります。
- 請求画面が貼り付いて消えない時などは「消費者ネットトラブル相談窓口」にご相談ください。 [http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net\\_trouble](http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net_trouble)

### インターネット通販トラブル

インターネットを利用した通信販売に伴うトラブルです。

〈事例1〉インターネット通販で注文した商品の返品を申し出たら、クーリング・オフはできないと言われて受け付けてもらえなかった。

〈事例2〉海外ブランドのバッグやスニーカーをインターネット通販で申し込み、代金を振り込んだのに、商品が届かない。(他には…すぐに壊れた。縫製が悪く模倣品のようだ。)

### 【アドバイス】

- 通信販売ではクーリング・オフによる返品はできませんが、返品できるかどうかを広告に記載しなければなりません。利用の前に確認しましょう。
- 日本語で商品名を検索しても、検索サイトで表示されるのが、国内の販売店とは限りません。検索結果に海外の悪質通販サイトが混入していることがあります。気づかずに利用し、代金を振り込んで、トラブルになっています。
- トラブルの際に、海外の悪質通販サイトは、連絡先が実在しない等から返金や商品交換を求めることはほぼ不可能です。 海外の悪質サイトに注文しないことが大切です。

### 〈海外悪質サイトの見抜き方〉

- 運営者の氏名、住所、電話番号の記載なし～連絡手段がメールのみは危険
- 正規販売店の販売価格より、極端に値引き

- ・日本語の表現が不自然～機械翻訳のようなおかしい文章
- ・支払方法が銀行振込のみ～クレジットカードが利用できないケースが多い

### デート商法トラブル

サイトや電話等により異性に近づき、親しくなったところで、相手の恋愛感情を利用して、高額な商品売りつけるものです。

- 〈事例1〉知らない女性から電話があり、話すうちに会う約束をした。約束の場所に行くと女性の他に男性もおり、二人からしつこく勧められ数十万円のアクセサリーを買わされた。
- 〈事例2〉サイトで知り合った男性から誘われて出かけた。途中で宝石の展示会に連れて行かれ、高額な指輪を買うように勧められた。嫌われたら困るので契約したが、解約したい。

### 【アドバイス】

- 親しく連絡をしてきたり、優しく接してくるのは商品売りたいがためです。見知らぬ異性からの電話やメールには、特に注意をしてください。
- 20歳を超えると未成年者取消ができなくなるため、特に、20代前半の若者が狙われやすくなっています。
- 契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。経過後でも、書面の不備や、販売方法に問題がある場合は解約できる場合があります。

### マルチ商法トラブル

新規加入者を加入させたり、自分が誘った加入者が商品を購入することに、自分の利益が得られるなどと勧誘するものです。

- 〈事例1〉先輩から、「会員になり、人を勧誘するとポイントが得られる」と誘われ、登録料・利用料を支払って契約したが解約したい。
- 〈事例2〉大学のサークルの友人に「入れば人脈が広げられる組織がある」と誘われ、借金して高額の専用ソフトを購入してしまった。解約したい。

### 【アドバイス】

- 就職難などに悩む学生を勧誘し、商品等の購入契約を結ばせようとしています。友人からの誘いであっても、必要のない場合はきっぱりと断りましょう。
- まわりの友人を勧誘することにより、友人関係を壊してしまうおそれもあります。
- 消費者金融等で借金をさせて支払わせるケースも見られますが、安易に借金すると多重債務などに陥る危険性があります。
- 契約後一定期間内（マルチ商法は20日間～店舗での契約も対象）は、クーリング・オフが可能です。

## 一人暮らしを狙った訪問販売トラブル

一人暮らしを狙って訪問し、布団の販売、新聞購読、インターネットの回線契約など様々な商品の販売やサービスの契約を持ちかけるものです。

〈事例1〉 クリーニング割引券を配りたいと見知らぬ業者が夜に訪問してきた。玄関に入れると、布団を見せてくれと言われ、見せるとカビが生えているとのことで、数十万円の布団を購入するよう3時間以上勧められた。業者に早く帰って欲しくて契約したが、解約したい。

〈事例2〉 ドアを開けたら、景品の洗剤や米を渡された。しつこい勧誘に根負けし、半年後からの新聞購読を契約したが、解約したい。

### 【アドバイス】

- 無料や割引など様々に業者は誘ってきます。知らない人は玄関に入れない、また、街角で声をかけられても、安易に誘いには乗らないことが大切です。
- 断るのに理由はいりません。不要な誘いにはきっぱりと断りましょう。また、その場ですぐ契約せず、冷静に考えることが大切です。
- 訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内は、クーリング・オフが可能です。
- 半年先等の新聞契約の場合、解約しようとしてもクーリング・オフの期間が過ぎているので、無条件での解約は難しくなります。先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。

### お困りの際の相談先

「クレジットカードを作ればアルバイト代を払うと言われた。作ったカードを渡してしまったら、買い物やキャッシングをされたようで、請求された」など、この他にも様々な相談が寄せられています。

不審なことや困ったことがあれば、ひとりで悩まず、市町村の相談窓口やアイネスにご相談下さい。クーリング・オフ期間経過後でも、勧誘等に問題があれば、解約交渉が可能です。

お住まいの地域の相談窓口に、ご本人から相談いただくのがルールですが、次の番号で、全国どこからでも、お近くの市町村や県の窓口につながり、市内料金で相談できます。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

☆ **アイネスの相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

[http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif\\_id=235347](http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347)  
-----

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、  
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp)（メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

Facebook：<https://www.facebook.com/oita.iness>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp  
=====